

令和5年度 東京都集団指導

高齢者虐待防止と権利擁護

(公財)東京都福祉保健財団
東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター
専門相談員 下江 佳代子
(社会福祉士)

高齢者虐待防止法の理解

- 高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護が目的
 - 虐待者への処罰規定はない
 - 処罰は別の法律で行われる
 - 養護者による虐待の対応は**区市町村**
地域包括支援センターが専門機関として対応の中核を担う
- **養介護施設従事者等による虐待**については、**区市町村・都道府県が対応**
 - 65歳未満の養介護施設入所者等障害者を含む

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

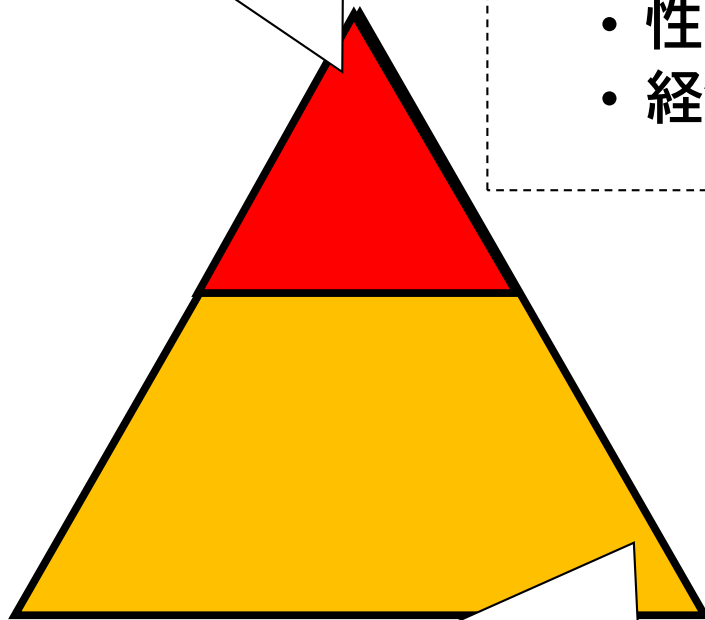
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> •老人福祉施設 •有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> •老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> •介護老人福祉施設 •介護老人保健施設 •介護療養型医療施設 •介護医療院 •地域密着型介護老人福祉施設 •地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> •居宅サービス事業 •地域密着型サービス事業 •居宅介護支援事業 •介護予防サービス事業 •地域密着型介護予防サービス事業 •予防介護支援事業 	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

サービス付き高齢者向け住宅の大部分は有料老人ホームに該当
 また、未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている（出典：厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月）

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)



高齢者虐待防止法が規定した
高齢者虐待(自覚を問わないため、広範囲)

〔虐待の種別〕

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 放棄放任
- 性的虐待
- 経済的虐待

「自覚」「悪意」は問わ
ない。
「いじめてやろう」「虐げ
よう」と思っているかどう
かは、無関係

虐待の小さな芽から
未然防止に努める！

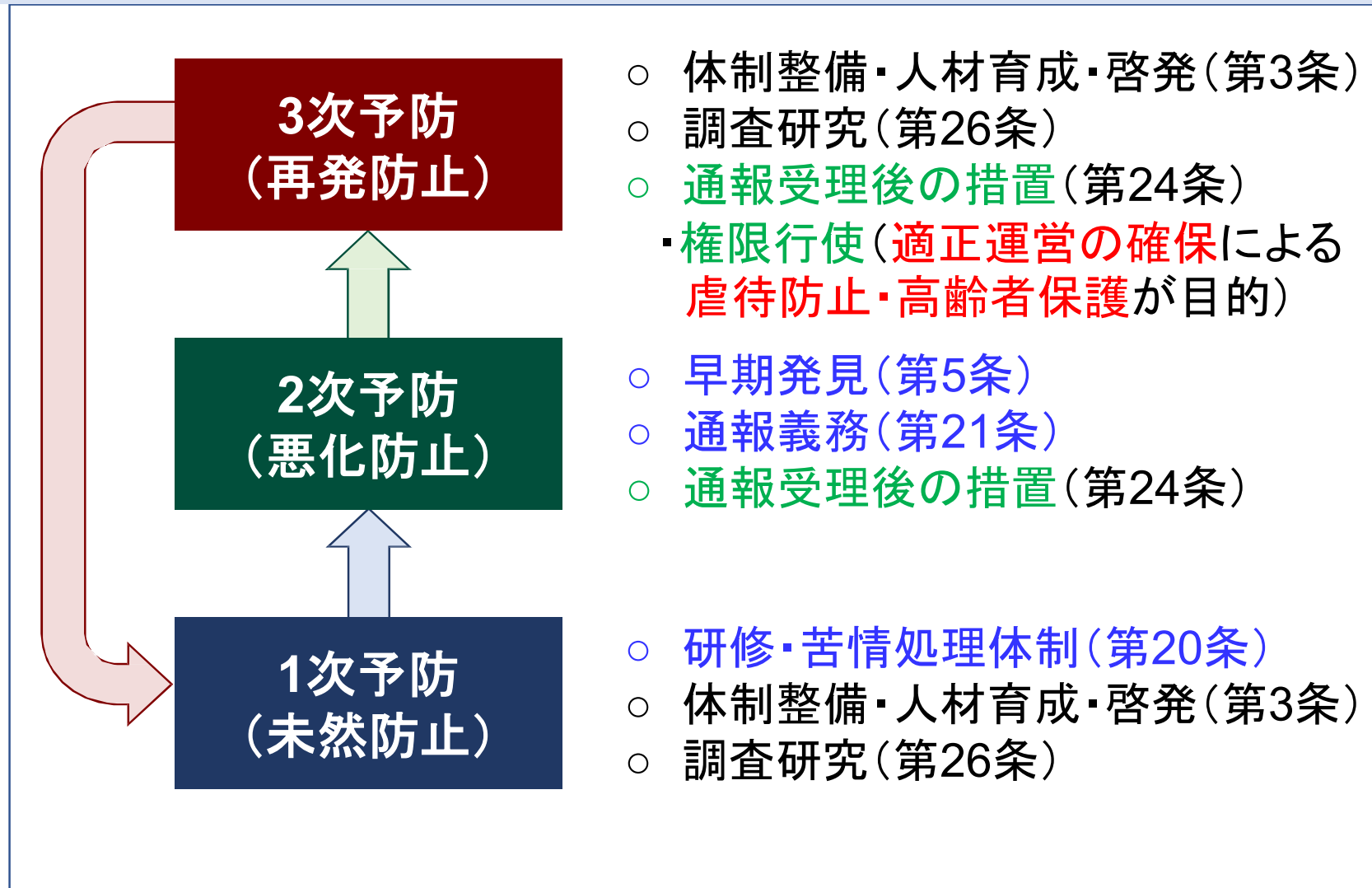
区市町村が責任をもって
防止的に対応！

高齢者虐待防止法において 施設・事業所に課せられている義務等

- 高齢者虐待防止法第20条によって、施設・事業所に下記の責務が課せられている
 - 研修の実施
 - 苦情対応体制の整備
 - その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置
- 同法第5条（早期発見・協力義務）
- 同法第21条（通報義務）

早期発見・早期対応の観点から、「従事者から虐待を受けたと思われる高齢者」を発見した者からの通報を妨げない（事業所内の調査後の区市町村への「報告」では、通報による区市町村の対応を遅滞させる恐れがある）

予防の概念と高齢者虐待防止法



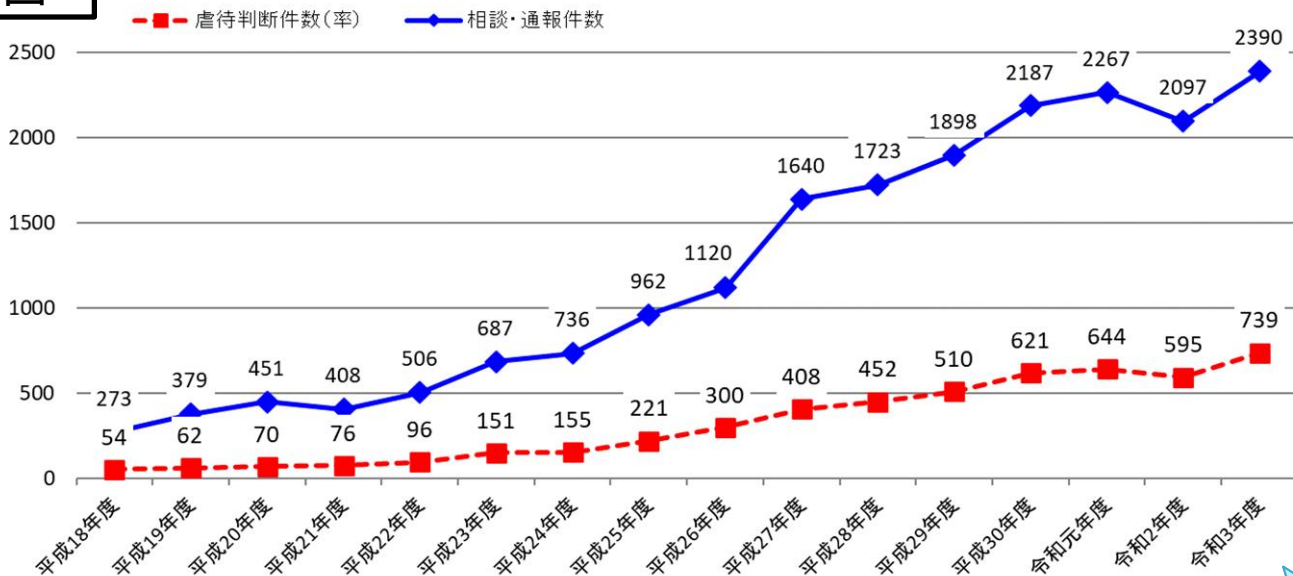
第16回日本高齢者虐待防止学会蒲田大会 分科会1「施設における虐待予防のためのリスクマネジメント」座長吉川悠貴氏作成資料より抜粋



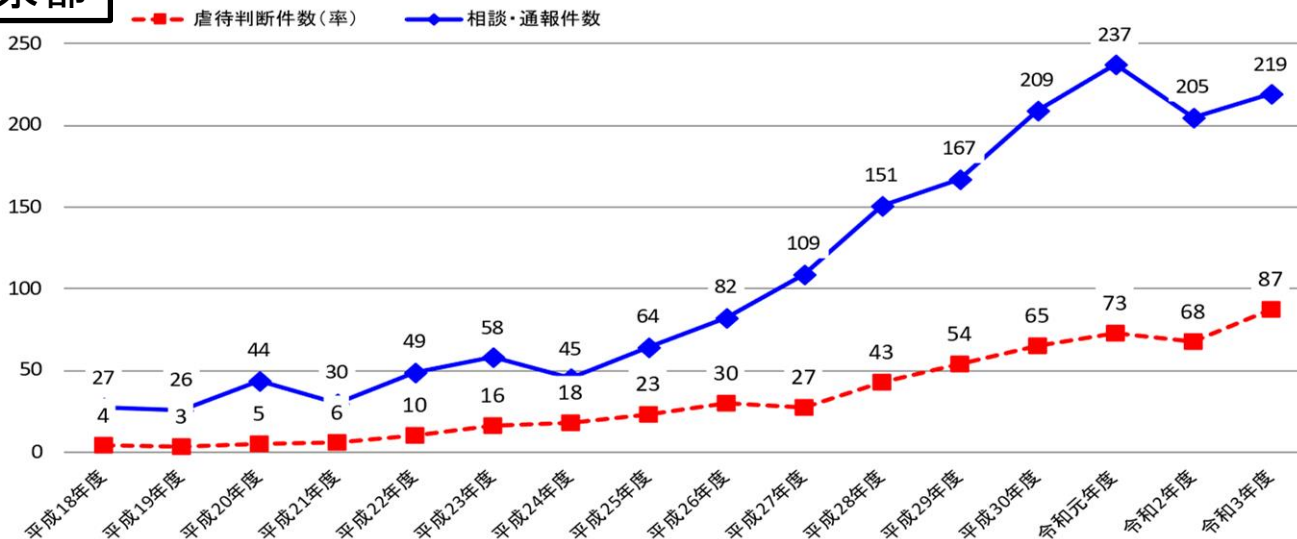
養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態

(出典:厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」報告書(令和5年3月))

全国



東京都



市町村が事実確認を行った2,228件のうち、「判断に至らなかった」事例は576(22.9%)⇒高齢者虐待事案の潜在化

東京都における養介護施設従事者等虐待の状況(過去3年)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者虐待が認められた件数	73件	68件	87件
施設・事業所の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護付き)有料老人ホーム 23件 ・特別養護老人ホーム 17件 ・認知症対応型共同生活介護 13件 ・介護老人保健施設 9件 ・通所介護等 4件 ・訪問介護等 3件 ・(住宅型)有料老人ホーム 3件 ・短期入所生活介護 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 20件 ・(介護付き)有料老人ホーム 17件 ・認知症対応型共同生活介護 14件 ・訪問介護等 5件 ・介護老人保健施設 3件 ・通所介護等 3件 ・(住宅型)有料老人ホーム 2件 ・短期入所生活介護 1件 ・小規模多機能型居宅介護等 1件 ・居宅介護支援等 1件 ・軽費老人ホーム 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 30件 ・(介護付き)有料老人ホーム 22件 ・認知症対応型共同生活介護 9件 ・(住宅型)有料老人ホーム 4件 ・短期入所施設 4件 ・居宅介護支援等 4件 ・訪問介護等 3件 ・通所介護等 3件 ・小規模多機能型居宅介護等 2件 ・軽費老人ホーム 2件 ・介護老人保健施設 1件
虐待の種別類型※1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 46件 ・介護等放棄 72件 ・心理的虐待 46件 ・経済的虐待 1件 ・性的虐待 7件 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 55件 ・介護等放棄 17件 ・心理的虐待 38件 ・経済的虐待 3件 ・性的虐待 5件 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 70件 ・介護等放棄 21件 ・心理的虐待 53件 ・性的虐待 7件 ・経済的虐待 0件

「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づく、東京都における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表」を基に作成 ※1施設において複数の被虐待高齢者がいる場合、虐待の種別も異なる事例もあり、施設数と一致しない

令和3年度調査の概要と傾向(東京都)①

- 相談・通報者:

当該施設職員(33.0%)、当該施設元職員(8.0%)、
当該施設・事業所の管理者(20.7%)、家族・親族(13.0%)

- 施設等種別:

施設・事業所関係者が半数以上(**61.7%**)

- 有料老人ホーム(介護付・住宅型)(**29.9%**)
- 特別養護老人ホーム(34.5%)
- 認知症対応型共同生活介護(10.3%)
- 介護老人保健施設(1.1%)
- 居宅系:短期入所施設、訪問介護等、通所介護、居宅介護支援等(16%)

令和3年度調査の概要と傾向（東京都）②

• 虐待類型：

- 身体的虐待(58.8%)、心理的虐待(**44.5%**)、
介護等放棄(**17.6%**)、経済的虐待(0%)、性的虐待(5.9%)
- 被虐待高齢者の内「身体拘束あり」(**25.2%**) ※全国(24.3%)
- 「経済的虐待」は、居宅系サービスで割合が高い(全国)

• 虐待者：

- 介護職(**89.7%**)、看護職(0%)、管理職(**7.1%**)、
施設長(**0.8%**)、その他(**2.4%**)

• 被虐待高齢者の属性

- 男女比:3:7(都・全国)
- 年齢:85~89歳が最多(都・全国)
- 認知症日常生活自立度Ⅱ以上:85.7%* (全国76.3%)
- 要介護度 要介護3以上が多い:76.5%・(全国 72.9%)

*「認知症の有無が不明」を除いた「Ⅱ以上」の割合

虐待の発生要因

◆令和3年度東京都

(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	55	63.2
虐待を助長するような職場風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	19	21.8
倫理観や理念の欠如	16	18.4
職員のストレスや感情コントロール問題	13	14.9
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9	10.3
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	2	2.3
その他	3	4.4

(参考)「虐待の発生要因」(全国・概要)

組織運営上の課題	%
職員の 指導管理体制 が不十分	63.1
虐待防止 や 身体拘束廃止 に向けた 取組が不十分	58.1
チームケア体制・連携体制 が不十分	58.1
職員研修の機会 や 体制 が不十分	52.4
職員が 相談できる体制 が不十分	44.8
運営法人(経営層)の課題	%
経営層の現場の実態の理解 不足	44.7
業務環境変化への対応 取組が不十分	34.4
経営層の 虐待 や 身体拘束 に関する 知識不足	32.2

(参考)「虐待の発生要因」(全国・概要)

虐待を行った職員の課題	%
職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する 知識・意識の不足	78.8
職員の倫理観・理念の欠如	65.0
職員のストレス・感情コントロール	63.9
職員の性格や資質の問題	63.6
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	63.5

法人・組織としての課題と職員の課題が繋がっており、法人・組織として取り組むことにより改善される課題がある

虐待が発生した施設・事業所の取組

管理者の虐待防止に関する意識向上は必要不可欠

⇒管理者の積極的な研修受講や意識改善が求められる

図表 2-II-2-39 虐待が発生した施設・事業所の取組

	施設・事業所数	管理者の虐待防止に関する研修受講あり		職員に対する虐待防止に関する研修実施あり		虐待防止委員会の設置あり	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	228	131	57.5%	195	85.5%	165	72.4%
介護老人保健施設	39	16	41.0%	34	87.2%	24	61.5%
介護療養型医療施設・介護医療院	5	1	20.0%	3	60.0%	4	80.0%
認知症対応型共同生活介護	100	57	57.0%	82	82.0%	60	60.0%
(住宅型)有料老人ホーム	107	40	37.4%	54	50.5%	32	29.9%
(介護付き)有料老人ホーム	111	61	55.0%	99	89.2%	84	75.7%
小規模多機能型居宅介護等	18	5	27.8%	12	66.7%	7	38.9%
軽費老人ホーム	6	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%
養護老人ホーム	9	7	77.8%	8	88.9%	6	66.7%
短期入所施設	29	17	58.6%	25	86.2%	16	55.2%
訪問介護等	23	9	39.1%	14	60.9%	9	39.1%
通所介護等	27	14	51.9%	18	66.7%	6	22.2%
居宅介護支援等	8	2	25.0%	4	50.0%	1	12.5%
その他	29	5	17.2%	20	69.0%	12	41.4%
計	739	366	49.5%	570	77.1%	428	57.9%

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十一年厚生省令第三十七号)

(指定居宅サービスの事業の**一般原則**)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

運営基準改正における虐待防止規定の創設

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省第9号))

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定

2 運営規定

運営規定に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日: 令和3年4月1日(施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける)

運営基準における虐待防止の具体的内容(通知)

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25条)

例)第3 介護サービス－訪問介護 3運営に関する基準

(19)運営規定

新⑤虐待の防止のための措置に関する事項(居宅基準第29条第7号)

虐待の防止に係る、**組織内の体制**(責任者の選定、従事者への研修方法や研修計画等)や**虐待又は虐待が疑われる事案**(以下「虐待等」という。)が発生した場合の**対応方法等**を示す内容であること

新(31)虐待の防止(居宅基準第37条の2)

虐待は、法の目的の一つである**高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重**に**深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く**、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、「高齢者虐待防止法」に規定されているところであり、その実効性を高め、**利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう**、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応

虐待の防止等のために実施する事項についても規定

有料老人ホーム設置運営指導指針における「虐待の防止」

※令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

◆虐待防止に関し、**委員会の定期的な実施、指針の整備、研修の実施、担当者の配置**について明記《指針9(13)イ～オ》

- 9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。
- ア(省略)
- イ(省略)



- 9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。
- ア(省略)
- イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。**
- ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。**
- エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。**
- オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。**
- カ(省略)

※9(13)イからオの規定は、令和6年3月31日までは努力義務とする。
※基準第37条の2



「虐待の防止」

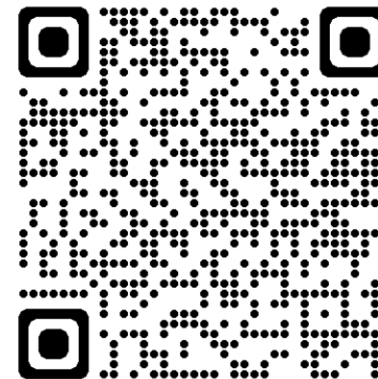
(体制整備の基本と参考例)



施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例

令和4年3月



https://www.dcnnet.gr.jp/sendai_r4digestmovie/index.php

令和3年度老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業

社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター

養介護施設従事者等による高齢者虐待受付票付録－虐待類型(例)一覧

(第9版)

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	5. その他職務上の義務を著しく怠ること
<p>1. 暴力的行為(身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、身体的虐待と判断することができる)</p> <p>①平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</p> <p>②ぶつかって転ばせる</p> <p>③刃物や器物で外傷を与える。</p> <p>④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</p> <p>⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など</p> <p>2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <p>⑥医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p>⑦介護がしやすいように、職員の手でベッド等へ押入つける。</p> <p>⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</p> <p>⑨食事の際に、職員の手で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</p> <p>⑩家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。</p> <p>⑪通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など</p> <p>3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> <p>⑫徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑬転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑭自分で降りられないように、ベッドを横(サイドレール)で囲む。</p> <p>⑮点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑯点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑰車いすやベッドから落ちたり、立ち上がりしにくいように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑱立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑲脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)・ボディースーツを着せる。</p> <p>⑳他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>㉑行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>㉒自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など</p>	<p>⑫施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など</p> <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>1. 威嚇的な発言、態度</p> <p>①怒鳴る、罵る。</p> <p>②「ここ(施設・居室)にいらねえよ」「出ていけよ」などと言いつける。 など</p> <p>2. 侮辱的な発言、態度</p> <p>③排泄物の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</p> <p>④日常的にからかったり、「死ぬ」など侮辱的なことを言う。</p> <p>⑤排泄物の失敗の際、「臭い」「汚い」などと言う。</p> <p>⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</p> <p>3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <p>⑦「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。</p> <p>⑧他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いつける。</p> <p>⑨話しかけ、ナースコール等を無視する。</p> <p>⑩高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</p> <p>⑪高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など</p> <p>4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>⑫トイレを使用するのに、職員の手を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p>⑬自分で食事ができるのに、職員の手を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</p> <p>5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <p>⑭本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</p> <p>⑮理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</p> <p>⑯面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など</p> <p>6. その他</p> <p>⑰車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</p> <p>⑱自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</p> <p>⑲入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</p> <p>⑳本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</p> <p>㉑浴室更衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など</p>
<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>①入浴しておらず臭いがする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p>②褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p>③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</p> <p>④健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</p> <p>⑤健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。</p> <p>⑥室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など</p> <p>2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>⑦医療が必要な状況にもかかわらず、受診させないあるいは救急対応を行わない。</p> <p>⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</p> <p>⑨介護提供事業者等からの報告・連絡を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など</p> <p>3. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>⑩ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p>⑪必要ながね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など</p> <p>4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <p>⑫他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手を立てしていない。</p> <p>⑬高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」と言い、その後に対応をしない。</p> <p>⑭必要なセンサーの電源を切る。 など</p>	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>1. 本人への性的な行為の強要又は性的差恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <p>①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</p> <p>②性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。</p> <p>③わいせつな映像や写真をみせる。</p> <p>④本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</p> <p>⑤排泄物や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。</p> <p>⑥人前で排泄物をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など</p> <p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <p>1. 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭管理や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</p> <p>②金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。</p> <p>③立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</p> <p>④日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</p> <p>【身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待】一括当類型に○</p>

出典)厚生労働省健康局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和5年3月 10～12頁より引用

身体的虐待の具体例

①暴力的行為

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず高年齢者を乱暴に扱う行為

- 家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- 通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

- 生命または身体を保護するため、「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当する行為
- センサー使用による身体拘束 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用+令和2年度厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」(MS&ADインターリスク総研株式会社)成果物研修資料より引用>

深刻度：生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

身体的虐待

「乱暴にパジャマをつかみ身体を持ち上げる」

「粗暴な移乗介助」

「鼻をつまむ」

「皮膚をつねる」

「ベッドに肩を押し付ける」

「頭突き」

「車いすを蹴る」

「車いすの利用者を後ろから蹴った」

「適切な手続きを経っていない身体拘束」

「家族の同意のみで身体拘束」

「居室の施錠」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和5年3月)p65より実際の虐待事案例を抜粋

介護・世話の放棄・放任の具体例(1)

- ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。
- ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

＜出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用＞

介護・世話の放棄・放任の具体例(2)

- ④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
 - ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
 - ・必要なセンサーの電源を切る。
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
 - ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

深刻度：生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

介護・世話の放棄・放任

- 「ナースコールを使えない状態にする」
- 「夜間の排泄介助未実施」
- 「ケアプラン上の入浴回数未実施」
- 「居室内やベッドシートが汚れているまま放置」
- 「虐待通報を怠った」
- 「何度も転倒し痛みを訴えていたが早急に医療機関につなげなかった」
- 「褥瘡・下肢浮腫等の放置」
- 「打撲痕・出血斑に対し医療的処置が不十分」
- 「投薬拒否に対し薬を捨てる」
- 「処方外薬の混入に気づいたがそのまま服薬させた」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和4年3月)p27より実際の虐待事案例を抜粋

心理的虐待の具体例(1)

①威嚇的な発言、態度

- 怒鳴る、罵る。「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

- 老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。日常的にからかったり、「死ね」などの侮蔑的なことを言う。子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

心理的虐待の具体例(2)

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- 本人ができるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視した介護を行う。
など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 本人の意思に反して外部との連絡・面談等を遮断する。など

⑥その他

- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
- 高齢者や持ち物に鈴の取付け、スピーチロック
など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用+令和2年度厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」(MS&ADインターリスク総研株式会社)成果物研修資料より引用>

深刻度：生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

心理的虐待

「乱暴な声かけ」

「名前の呼び捨て」

「きつい口調で食事介助」

「利用者の訴えの否定」

「〇〇さん臭いよ」と大声で発言

「頻回なナースコールを叱責」

「「いい加減にしろ」と高圧的に発言」

「入居者が拒否したのに乗っている車いすを揺らした」

「ニット帽を顎までかぶらせて放置した」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和4年3月)p27より実際の虐待事案例を抜粋

性的虐待の具体例

本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為

- 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- 性的な話を強要する(無理やり聞かせる、話させる)。
- わいせつな映像や写真を見せる。
- 本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

深刻度：生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

性的虐待

- 「入浴中に全裸の高齢者に対して卑猥な言動」
- 「着衣介助の途中数分間にわたり陰部を露出したまま車いす上に放置」
- 「入居者の上半身裸の動画を撮って元職員に送信」
- 「入浴介助中に女性の利用者に性的な言葉を用いて陰部洗浄を促す」
- 「性的なあだ名で呼ぶ」
- 「職員同士の性的な会話を聞かせる」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和4年3月)p27より実際の虐待事案例を抜粋

経済的虐待の具体例

本人の合意なしに又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- 金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)
- 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。
など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

経済的虐待のポイント

本人の合意の有無について

◇認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合がある

◇関係性や従属性から異議を言えず半ば強要されている場合等がある

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

深刻度：生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

経済的虐待

- 「管理者が利用者に無断で通帳等から金銭を引き出し」
- 「通帳から勝手に引き出し使用した」
- 「認知症で判断がつかない利用者に高額の貸し付けを受けた」
- 「無断で現金を引き出す」
- 「無断で金銭管理し管理料を徴収」
- 「後見人がいるにも関わらず施設が通帳管理」
- 「一部領収書がない」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和5年3月)p28より実際の虐待事案例を抜粋

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・ 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。
- ・ 身体拘束ゼロへの手引きにあげられている11項目は、あくまでも例示であり、他にも該当する行為があることに注意。
- ・ **身体拘束とは、「高齢者本人の行動の自由を制限」することである。**

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出所：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より引用

身体的拘束は 「人の行動の自由を奪う行為」

- 日本国憲法第18条(人身の自由)を侵す行為
 - 「何人も、いかなる奴隷的拘束を受けない。…」
- 刑法に該当する可能性がある行為
 - 刑法第220条 逮捕及び監禁の罪
 - 刑法第208条 暴行罪 等

高齢者虐待と身体的拘束等に関する考え方

高齢者虐待防止法上養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制
⇒ **身体的虐待**
- ・対象：養介護施設・養介護事業の業務に従事する者

養護者による高齢者虐待

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れていない、など
⇒ **身体的虐待**
- ・対象：現に養護するもの

介護保険法 運営基準（厚生労働省令）による禁止規定（**原則禁止**）

- ・「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」
⇒ **運営基準違反**

例外的に身体的拘束等を行う場合

1 例外的に行うことができる場合の要件規定のあるサービス種別

(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護療養型医療施設
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護医療院

参考) 令和3年2月18日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡/厚生労働省老健局介護保険指導室「介護保険施設等における運営指導マニュアル」令和4年3月(以下「運営指導マニュアル」という) p41~47

2 身体拘束例外的実施要件（「緊急やむを得ない場合」とは）

切迫性

利用者本人・他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

左記「3要件」がすべて満たされていること

+

適正な手続き

が極めて慎重に実施されていること

- 担当職員個人又はチームではなく、**施設全体**での**客観的な判断**（「サービス担当者会議」「身体拘束廃止委員会」）と慎重かつ十分な手続き
- 本人や家族への**説明**（内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等できるだけ詳しい説明を行い理解を得ることが必要）
 - 「家族の希望」・「同意書」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- 観察と再検討による**定期的再評価**（尊厳への配慮）⇒必要なくなれば、速やかに解除
- **記録**の義務付け（2年間保存）
 - 身体的拘束等に関して、その様態及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録

※例外的に実施する場合でも組織での検討・客観的な判断が求められる

参考)「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)及び「より」運営指導マニュアル、厚労省マニュアルR5年3月



例外「3要件」は客観的に判断することが求められている

(参考:「身体拘束ゼロへの手引き」等)

切迫性

- 身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある
- 拘束により本当に本人は安全か？(例:火事や地震の時に助けられるか)
- 拘束を行わなかった場合の本人の危険性は？

非代替性

- いかなる時でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある
- 拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない

一時性

- 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある
- 一日のうちでの一時性(24時間常時必要とされるものではない)

必ず「**解消**」することを検討し続ける
常に観察し、モニタリング時期を決め再検討し、要件に該当しなくなった場合には、**直ちに解除**すること

身体拘束が必要と考えるしまう背景 (考え方例)

<input checked="" type="checkbox"/>	対応が困難な認知症状がある	<ul style="list-style-type: none">・ 転倒リスクの高い立ち上がりや、ひとり歩きなどがあり、心配で目が離せない…
<input checked="" type="checkbox"/>	対応が困難な利用者との関係がある	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の関わりや介護への拒否や抵抗がある…
<input checked="" type="checkbox"/>	身体拘束についての情報提供や助言・指示を受けた	「入院中もしていたから」「ちゃんと見るように」「絶対に転倒させないで」と言われてしまう
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス等を利用できない(増やせない)事情がある	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的事情で介護サービス等が利用できない・ 人手不足がある…
<input checked="" type="checkbox"/>	身体拘束への肯定的意識がある	<ul style="list-style-type: none">・ 「大変なんだから、これくらい許される」・ 「本人のため、安全のため、これくらいはしょうがない」…

(参考:「身体拘束ゼロへの手引き」等)

身体拘束を必要としない状態を目指すために

必要に応じて、**専門家・専門職**への相談・助言を検討する

支援者が困っている
本人の反応・行動を
観察・記録・分析

いつから？
どのように？
どのような場面で？
きっかけは？

本人の反応や行動の
原因を探る

- **本人の心身の状況**の把握（**医学的情報**も含む）
- **生活環境の状況**把握（人的・物理的な変化はないか？）
- **本人の思い**の確認（なぜ、このような反応・行動をとるのか？）

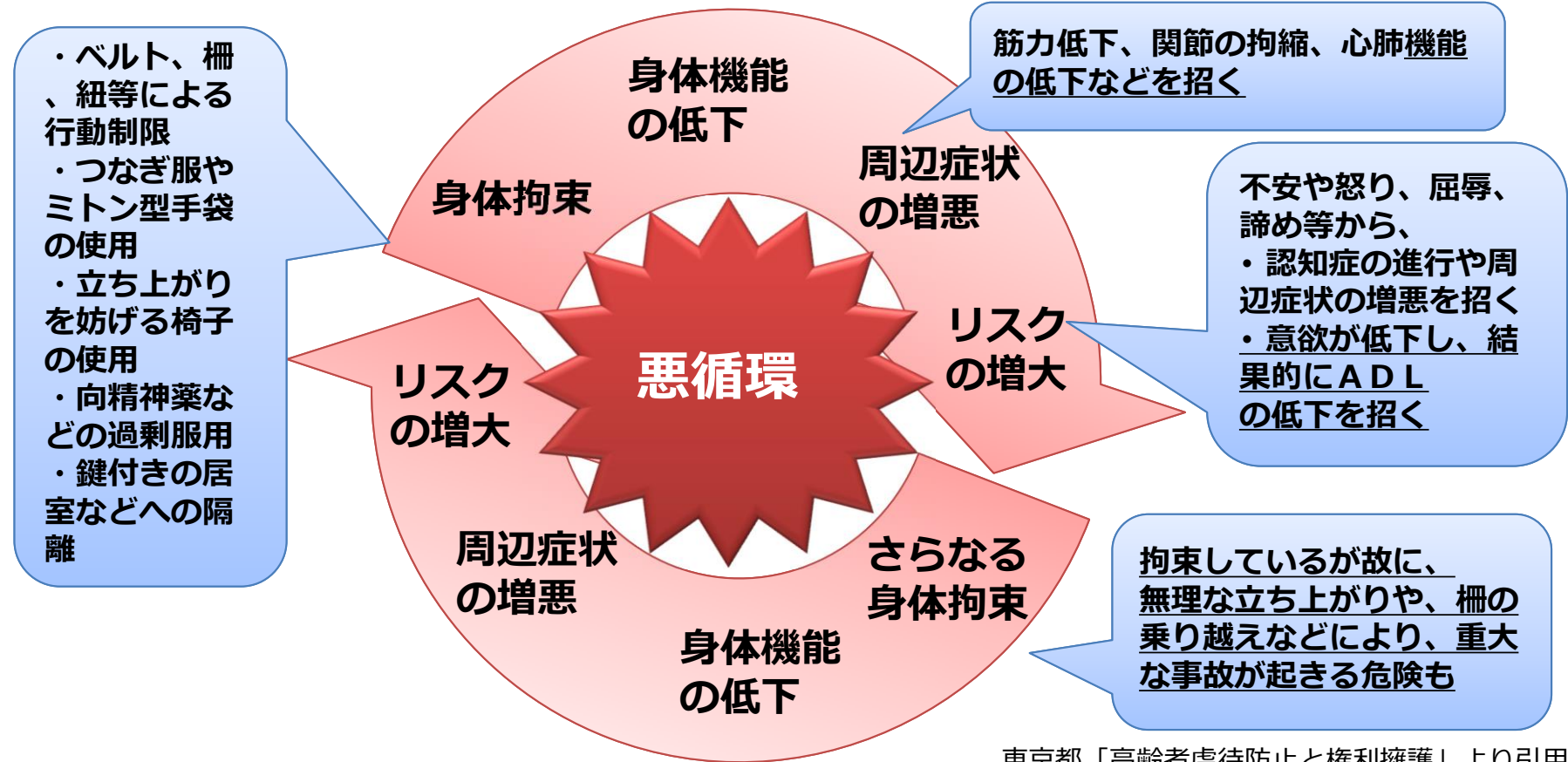
本人の思いに応えられるようなケアの提供

- 支援者が困っている本人の反応・行動の**原因を取り除く**

「本人の思いの確認」(反応・行動の原因例)

- ・職員の行為や言葉かけが**不適當**か、またはその**意味が理解できていない**のでは？
- ・自分の**意思にそぐわない**と感じているのでは？
- ・**不安**や**孤独**を感じているのでは？
- ・**不快**や**苦痛**を感じているのでは？
- ・身の**危険**を感じているのでは？
- ・何らかの**意思表示**をしようとしているのでは？ など

ケガの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな「身体拘束」だが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないことで、高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっている



身体拘束による弊害

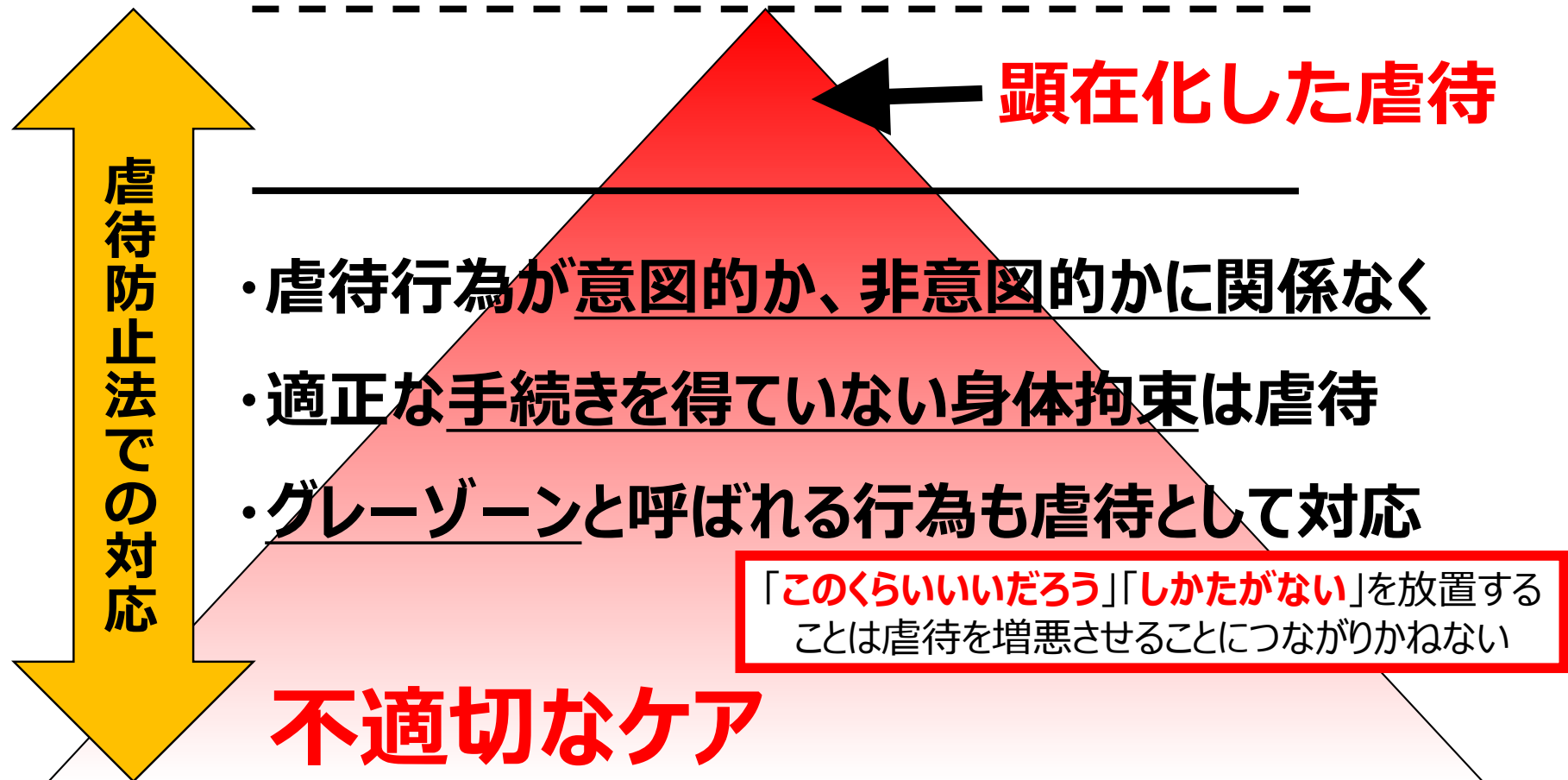
- 1 身体的弊害**：筋力や身体機能の低下等の外的弊害、食欲低下や心肺機能の低下等の内的弊害、拘束による重大事故の発生の危険性
- 2 精神的弊害**：不安等の精神的苦痛や尊厳の侵害、認知症の進行やせん妄の頻発、家族の混乱や罪悪感・後悔
- 3 社会的弊害**：ケアスタッフ等の士気低下、介護施設等への社会的不信や偏見 など

不適切な扱い、不適切ケアから虐待をとらえる

- 高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、高齢者虐待防止法の対象を規定したものであることができます。

厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3 p.5より引用

「不適切なケア」を放置せず 虐待の防止に取り組む



(柴尾慶次氏 (特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長) が作成した資料 (2003) をもとに作成)



これって虐待になるのかな？と思ったら

- **目的**・・・ケアの目的に着目
 - 「本人のため」と言いながら、自分たちの効率や都合、家族等の要望を優先していないか？→本人はどう感じているか？
- **評価**・・・そのケアによって生じている事態に着目
 - 当初の目的どおりの効果が得られているのか？
 - 本人の生きる意欲を奪っていないか？
 - ※**チームによる検証・説明**ができるか
 - ケアプラン等への位置づけ
- **自己決定権の尊重(意思決定支援)**
 - 適切な環境整備と情報提供があるか？
 - 安心した環境で、選択肢を知っていなければ、選べない
 - 選択することによる効果もリスクも情報提供

虐待事案への対応

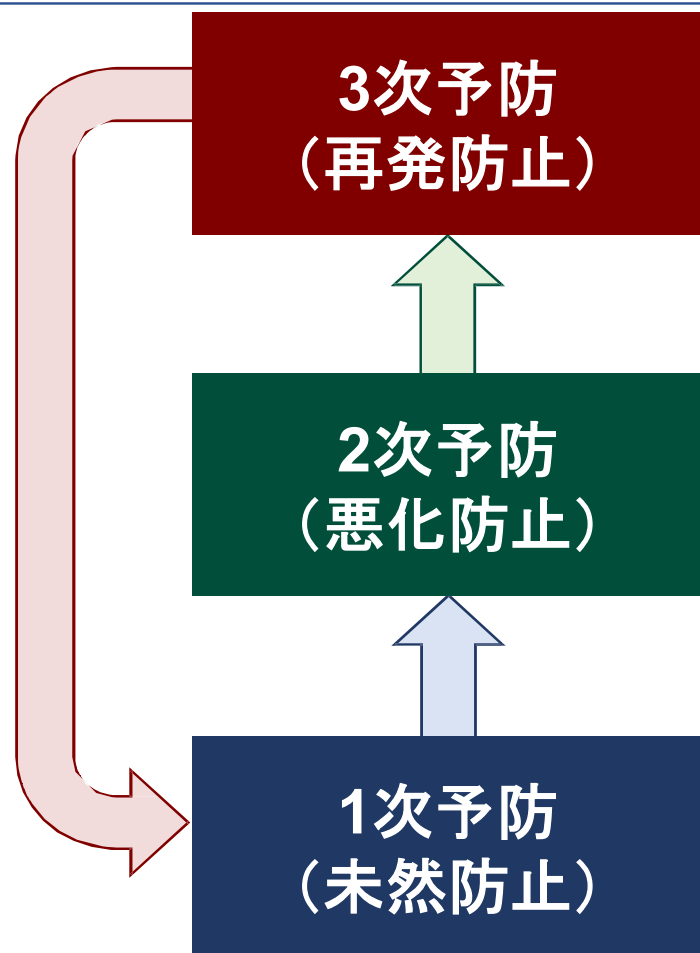
- 虐待の判断 = 公示ではないが、自治体による「改善命令」等の行政処分が出されると公示される
- 虐待の判断 + 行政による処分(法令違反)
 - 「虐待は人格尊重義務違反」⇒行政処分(違反の内容から指定取消や指定の全部又は一部効力停止の対象になることも)
 - 通報義務違反(法第21条違反)や高齢者虐待防止法措置違反(法第20条違反)による行政処分 など

図表 2-II-3-2 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使 (複数回答)

都道府県又は市町村による 介護保険法の規定による権限の行使 (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	159 件
	改善勧告	60 件
	改善勧告に従わない場合の公表	0 件
	改善命令	10 件
	指定の効力停止	8 件
	指定の取消	3 件

※令和3年度より前の年度に虐待認定した事例における、令和3年度より前の年度に行われた対応分を除く。

(参考)予防の概念と虐待防止



- 被虐待高齢者の生活の安定化
- サービスの**適正運営の確保**
- **モニタリング** ○ **事後検証**
- **体制整備**
- **早期発見** ○ **早期対応**
- **ダメージコントロール(被害拡大・長期化や二次的問題発生防止)**
- **情報収集と振り返り** ○ **改善計画**
- **リスクアセスメント** ○ **自己点検**
- **教育・研修** ○ **サービスの質向上**
- **体制整備** ○ **ストレスマネジメント**
- **リスクコントロール**

乙幡美佐江 (2019) 「ソーシャルワーク実践による高齢者虐待予防」 p72-77を参考に作成

第16回日本高齢者虐待防止学会蒲田大会 分科会1「施設における虐待予防のためのリスクマネジメント」座長吉川悠貴氏作成資料より抜粋

人権と権利

- 人権

「**全ての人が生まれながらに平等に有しているもの**」国家等により侵されない

- **自由権**…精神的自由、人身の自由、経済の自由など数多くの自由権を日本国憲法で保障
- **社会権**…法律等による権利の保障(生存権など)

憲法第13条 基本的人権

「すべて国民は、**個人として尊重**される。**生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

「尊厳が保持される生活」や「自立生活」の実現

- 自己選択・自己決定の権利など自分の権利を自由に行
使して生きていけること
- たとえ、要介護状態等となっても、自分の考えを自由に
表出し、適切な支援を受けながら(活用しながら)自分
の意思で、自分の生活を組み立てていけること
(人生を主体的に自ら生きていけること)

エンパワメント・意思決定支援

我々の使命 = 利用者の権利擁護

権利擁護としての支援の視点の見直し

- 自分の**価値観と幸福感**に従って、「自分で選び、自分で決める」
- 「自分の人生を**自分らしく生きること**」の重要性



**個人の尊厳が最大限に尊重された状態
自己決定権が最大限に行使できる状態**

- 「あなたのためだから」と、一方的に**他者家族や専門職等が「勝手に決めてあげる」**ことで侵害されてきた人権はなかったか？
 - 参考)パターナリズム

意思決定支援が重要！

- **コンプライアンスとリスクも考えながら、**
本人側で決められることへの援助が必要

意思決定支援の基本原則

本人中心主義
(PERSON CENTRED)
意思決定の中心には
必ず本人がいる

① 本人の意思の尊重

◎ 自己決定を尊重

◎ 本人の表明した意思 (意向や選好) の確認・ 尊重から始まる

② 本人の意思決定能力への配慮

・ 意思決定能力を有することを前提に支援する

・ 本人の保たれている認知能力等を向上させるサポート・働きかけを行う

③ チームによる早期からの継続的支援

(いけだ権利擁護支援ネット 池田恵利子氏作成資料を引用)

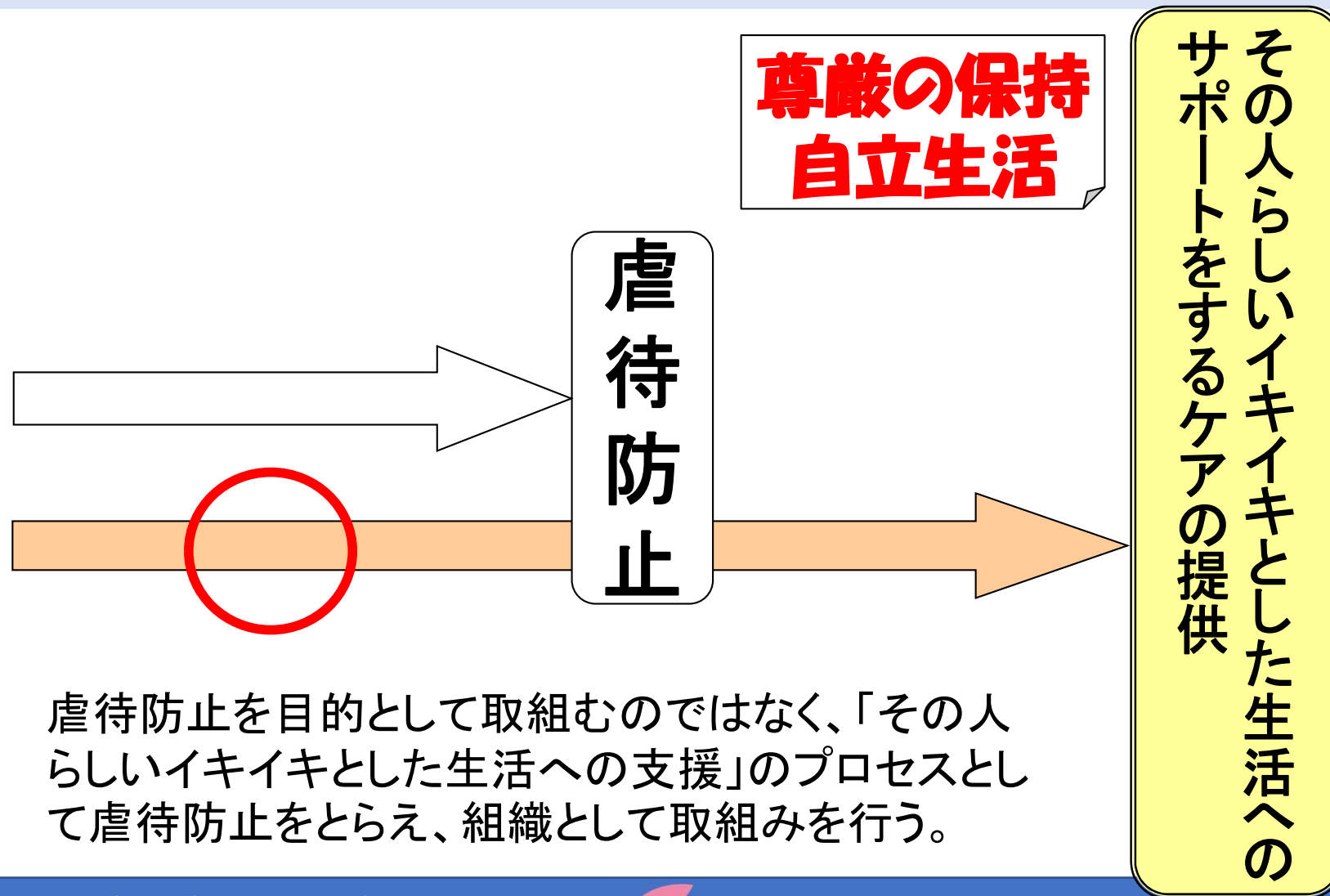


意思決定に関する各種ガイドライン

前提：理念として自己決定権の保障・本人中心主義

策定年	ガイドラインタイトル	発行
H29. 3	「 障害福祉サービスの利用 等にあたっての意思決定支援ガイドライン」	厚生労働省社会・援護局
H19 (H30. 3改訂)	「人生の最終段階における 医療・ケアの決定プロセス に関するガイドライン」	厚生労働省
H30. 6	「 認知症の人 の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」	厚生労働省
R1. 5	「 身寄りがない人の入院及び医療 にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」	「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班
R2. 10. 30	「意思決定支援を踏まえた 後見事務 のガイドライン」	意思決定支援ワーキング・グループ※ ※最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）

福祉の現場、サービス提供の現場は、 人間の尊厳や人権の最前線



虐待防止を目的として取り組むのではなく、「その人らしいイキイキとした生活への支援」のプロセスとして虐待防止をとらえ、組織として取り組みを行う。

(参考) 高齢者虐待防止 に役立つ情報提供

* 公表されている活用可能なツール等のご紹介

内部研修（例）

個人学習（10分程度×18のコンテンツによるオンデマンド） + グループワークによる学習

（学習教材 + 虐待防止担当者用資料）

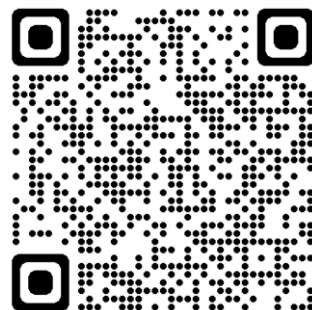
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

・【2020年】をご覧ください

～介護施設・事業所における虐待防止研修～

プログラムの使い方

次のスライドに
プログラム例あり



～介護施設・事業所における虐待防止研修～
プログラムの使い方

令和2年度 厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」（MS&ADインターリスク総研株式会社）

介護施設における虐待防止研修プログラム例

特徴

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

- ・1科目(全12科目)5分~12分程度の短編動画をダウンロードし、業務の合間など、都合の良い時間に学習することができる。
- ・職員個々の学習状況を確認テストにより管理することが可能。
- ・短編動画を視聴後、グループワークを実施することで、研修内容を掘り下げ、行動変容につなげることを目指している

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

短編動画

	主な科目	主な研修内容
1	虐待とは？	高齢者の権利擁護、虐待の定義・捉え方、虐待の発生要因、背景要因等
2・3	高齢者虐待防止法	法の目的・特徴、早期発見と通報義務、通報後の市町村と都道府県等の対応等
4~9	高齢者虐待の類型	身体的虐待(例;医療職・介護職などによる下剤や睡眠薬の過剰投与、センサー使用による身体拘束)、心理的虐待(例;鈴の取付け)、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待の具体例
10	施設等による虐待防止対策	事業者の責務、運営基準、防止対策の具体等
11	身体拘束	緊急やむを得ない場合の3要件、具体例等
12	ストレスケア	ストレスのしくみ、対処法、怒りのコントロール、自己診断チェックリストなど

グループワーク

- ・短編動画で受講した事例を使い、演習を行う。
- ・事例から気になる言動について話し合い、高齢者と職員の気持ち、背景、対応方法を考え、「個人」「チーム」「組織」で虐待防止を実現する方法を考える。

内部研修(例)

(公財) 東京都福祉保健財団作成 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止普及啓発小冊子

「その人らしさ」
を大切にしたケア
を目指して

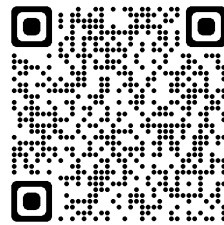


<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/>



内部研修(例)

(公財) 東京都福祉保健財団作成
**「虐待の芽チェック
 リスト」** (各種)



- 自己点検
- 課題抽出(把握) ⇒ 分析
 ⇒ 研修等取組みの計画 ⇒ 実施 ⇒ モニタリング・評価
 ⇒ フィードバック ⇒ …
 (定期的に実施)

虐待の芽チェックリスト(相談援助機関) (介護支援専門員等)
 虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 防てはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

項目	番号	チェック項目	チェック欄(○)	
心理的	1	利用者に反感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	2	利用者に対して、悪名サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など:スピーチロック等)で接していませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	4	利用者への声掛けや了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がなく個人情報を取り扱ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「まだ多度」等を繰り返すなどの対応をしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	7	利用者に悪意・悪向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	8	利用者の意向や悪見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか?(「どうせ言ってもわからない」等決めつけてしまうことも含む)	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を聴かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押しつけたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
身体的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手袋」、「中から開かないように外から鍵を閉める」など、身体拘束と意図せずに(又は意識していても)提案や肯定(見逃ごすことも含む)していませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていますが(同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限することも含む)	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
解放	13	家族や知人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
施設業務	14	利用者やその家族の状態や支援体制に課題があると感じても、保護者や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
職場環境	15	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職員・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者虐待相談支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と関わったことがあった場合は市町村へ通報義務があります。管理者や虐待防止研修に關する担当者への相談をすることも効果的です。

※参考及び引用)東京都福祉保健局高齢者虐待相談支援センター生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉士人徳心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」作成協力)NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 -7-

参考資料・参考文献

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月
- 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- 東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月
- (社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- 厚生労働省『身体拘束ゼロへの手引き』平成13年3月
- 厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和5年3月)
- 公益財団法人東京都福祉保健財団平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業「高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書(養介護施設従事者等による高齢者虐待防止)」平成28年3月
- 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「介護保険施設等運営指導マニュアル」令和4年3月